

段玉裁『說文解字注』引『國語』考

小方 伴子

はじめに

段玉裁の『說文解字注』は、三百種以上の古文獻の使用例を論據として、『說文解字』に注釋を施したものである。従つてその成果を参照する際には、しばしば引用文獻の原典に戻り、前後の文脈や字句そのものを確認することになる。確認作業としては、まず手元の信頼できる影印本或いは活字本に當り、異同があれば段玉裁が参照したであろう版本と照合する。

『說文解字注』における『國語』の引用文には、現在我々が一般に手にする『國語』のテキストと一致しないものが散見するだけでなく、段玉裁が『說文解字注』を執筆していた頃に主流であった版本とも一致しないものが、かなりの割合でみられる。そこで問題となるのは、段玉裁の引用テキストは何かということである。

二節で改めて述べるが、『說文解字注』における『國語』の引用テキストは、段玉裁自身が校語や校勘記を書き入れた版本すなわち「校本」である。その底本は重刻公序本であり、そこに明道本の抄本の異同が校勘記として書き入れられている。段玉裁は校本の底本の字句

と、そこに書き入れられた校勘記の字句とを同時に眺め、異同のあるものについては適宜選擇をして引用している。引用文の字句の中には、底本とも校勘記とも一致しないものがあるが、それらの字句には段玉裁の改正が加えられている可能性がある。

本稿の目的は、段玉裁が『說文解字注』に『國語』を引用する際に、どのような原則で原典の字句に改變を加えたのかを、歸納的に論じることにある。この試みは、『說文解字注』の『國語』の引用を、段玉裁の解釋に即して讀み解くために必要な作業であると同時に、『國語』を媒介として『說文解字注』の引用文獻に對する文字改正の一端を示すという点でも意義がある。さらに『說文解字注』の『國語』の引用文に施された改正は、段玉裁の『國語』の校勘記であり、『國語』研究にとつても重要な資料である。

段玉裁の『國語』に關する記述は、まとまった著作としては残されていない。『說文解字注』にみられる『國語』の引用文に對する改正は、段玉裁の『國語』校本に記された校勘記及び校語、『國語札記』に「段云」として引かれている校語とともに、『國語』研究の資料のひとつとして利用されるべきものである。

一 現在のテキストとの照合

『説文解字注』にみられる『國語』の引用は全部で三百十三箇條ある。それを現在の主流のテキストである明道本と照らし合わせてみると、完全に一致するのは百八十九箇條（全體の六十％）である。すなわち現在我々が一般に利用するテキストと一致するのは全體の約三分の二弱ということになる。その百八十九箇條のうち百五十六箇條（全體の約五十％）は、もう一系統のテキストである公序本とも完全に一致し、三十三箇條（全體の十一％）には公序本との間に異同がみられる。一方明道本との間に異同のある百二十四箇條のうち三十九箇條（全體の十二％）は、公序本の方と完全に一致する。残りの八十五箇條は、明道本、公序本のどちらとも完全には一致しない。それらの中には、明道本、公序本のいずれとも一致しない字句を含むものが六十七箇條（全體の二十一％）みられる。

以上をまとめると次のようになる。

- ①明道本、公序本の両方と完全に一致する引用 五十％
- ②明道本と完全に一致し、公序本との間に異同ある引用 十一％
- ③公序本と完全に一致し、明道本との間に異同ある引用 十二％
- ④明道本とも公序本とも一致しない字句を含む引用 二十一％
- ⑤その他 六％

次の(1)(2)は、それぞれ②③に該当する例である。(1)の「充」は明道本と一致し、公序本とは一致しない。逆に(2)の「茲其」は公序本と一致し、明道本とは一致しない。

(1)『魯語』「竊賣者爲充。用充之財者爲姦」。(『魯語』に「賣を竊む者は充とし、充の財を用ゐる者は姦とす」)(七下14 a「充」/四10

a/四12 b)「充」：公序本は「軌」に作る」

(2)章注『國語』云：「穉、茲其也」。(韋『國語』に注して云ふ、「穉は茲其なり」と)(六上43 b「穉」/六4 a/六4 b)「茲其」：明道本は「鎡鎡」に作る」

次の(3)(4)は④の例である。傍線を引いた字句は、明道本とも公序本とも一致しない。

(3)『周語』「民歆而德之」。韋曰：「歆猶欣。欣、喜服也」。(『周語』に「民歆びて之を徳とす」。韋曰く、「歆は猶ほ欣のごとし。欣は喜び服するなり」と)(八下26 a「歆」/三13 a/三17 a)「歆猶欣」：明道本は「歆猶嘉服也」、公序本は「歆猶歆歆喜服也」に作る」

(4)『國語』曰：「蟲舍蜺蜺」。韋注：「蜺、蝮蝮也。可以食」。(『國語』に曰く、「蟲は蜺蜺を舍つ」と。韋注に「蜺は蝮蝮なり。以て食ふべし」)(十三上46 a「蜺」/四10 b/四13 b)「蝮蝮」：明道本は「蝮陶」、公序本は「復陶」に作る」

以上が『説文解字注』における『國語』の引用を、現在の『國語』テキストと照合した結果である。大凡の様子は把握できたと思う。しかしながら『説文解字注』における『國語』の引用を、當時の状況に即して分析しようとするならば、現行のテキストではなく段玉裁自身が用いた『國語』のテキストに戻るのが基本である。本論にはいる前に、段玉裁の『國語』の引用テキストについて簡単に觸れておきたい。

二 段玉裁の引用テキスト

段玉裁の『説文解字注』は、その長編とされる『説文解字讀』⁽¹³⁾の起稿(乾隆四十一年/一七七六)から本編の脱稿(嘉慶十二年/一八〇

七)まで、三十年餘りの年月が費やされている。本節では、段玉裁が『說文解字讀』及び『說文解字注』を執筆する際に依據或いは参照した『國語』のテキストについての概略を述べる。

段玉裁による『說文解字讀』『說文解字注』の執筆、『國語』の校勘作業、及び黃丕烈による明道二年本『國語』の重刻に關するおもな出來事を年代順に並べると次のようになる。

- 乾隆三十四年 段玉裁、戴震から『國語』校本を借りて自身の所藏する『國語』に校勘作業を施す。¹⁴⁾
- 乾隆四十一年 段玉裁、『說文解字讀』の執筆を開始する。¹⁵⁾
- 乾隆五十九年 段玉裁、『說文解字讀』の刪定作業を開始する。¹⁶⁾
- 乾隆六十年 黃丕烈、影抄明道二年本『國語』を入手する。¹⁷⁾
- 嘉慶四年 黃丕烈・顧千里、『國語札記』を完成させる。¹⁸⁾
- 嘉慶五年 黃丕烈、明道二年本『國語』を重刻、刊行する。¹⁹⁾
- 嘉慶十二年 段玉裁、『說文解字注』を完成させる。²⁰⁾
- 嘉慶二十年 『說文解字注』が刊行される。²¹⁾

段玉裁は乾隆三十四年(一七六九)に、師である戴震から『國語』校本(以下、戴震校本と稱す)を借りて、自身の所藏する公序本『國語』に校勘作業を施す。戴震校本には明道本との異同が書き入れられており、段玉裁はそれを自身の『國語』校本(以下、段玉裁校本と稱す)に寫し取っている。それから七年後の乾隆四十一年(一七七六)、段玉裁は『說文解字讀』の執筆に着手する。そのとき彼の手元にあつて随時利用することが可能で、かつ最良の『國語』のテキストは、當時の學者たちの自己校本への依存度の高さからみても、この段玉裁校

本であつたと考えられる。

段玉裁が『說文解字讀』を執筆していた乾隆年間において、『國語』のテキストの主流は公序本であつた。公序本は北宋の宋庠が十五、六本のテキストを照合して定本を作り、『國語補音』と合刻・刊行したものであるが、原本は早くに逸し、その頃出回っていたのはすべて重刻版である。段玉裁校本の底本も重刻公序本のひとつである。乾隆年間には公序本のほかにもう一種、北宋刊本を祖とする明道本が抄本の形で傳わつていた。公序本を底本とする段玉裁校本に書き入れられている校勘記は、その明道本の抄本との異同の記録である。ただし完璧なものではなく、漏れている箇所も少なくない。すなわち、『說文解字讀』の『國語』の引用テキストである段玉裁校本は、明道本との不完全な校勘記が記された公序本である。

乾隆五十九年(一七九四)、段玉裁は『說文解字讀』の刪定作業にはいる。それとほぼ時を同じくして、江蘇長洲の藏書家黃丕烈が明道本の影抄本(以下、影抄明道二年本と稱す)を入手する。乾隆五十七年(一七九二)に蘇州に移り住んだ段玉裁は、黃丕烈と交遊があつた。影抄明道二年本を閲覽したのであろうことは、想像に難くない。さらに嘉慶五年(一八〇〇)には、黃丕烈によつて明道二年本が重刻されてゐる。段玉裁の書齋にも、この明道本が置かれるようになったはずである。しかしながら嘉慶五年當時、『說文解字讀』の刪定作業はすでに卷八まで進んでいた。明道二年本の重刻版を手に入れたとはいつても、『國語』の引用をすべて見直すことはなかつたであらう。

筆者は『說文解字注』の『國語』の引用テキストも、基本的には段玉裁校本であつたと考える。ただし『說文解字讀』の執筆時とは異なり、重刻明道二年本も参照できる環境にあつた。後で述べるように、

『説文解字注』には「明道二年本作……」という特記もみられる。『説文解字讀』の記載を基本にしながらも、必要に応じて重刻明道二年本を参照していたと考えられる。

三 『説文解字注』における『國語』の引用

三・一 段玉裁校本とその臨本

『説文解字注』における『國語』の引用テキストは段玉裁校本であり、その底本は重刻公序本のひとつである金季本で、全篇に互って明道本の抄本を参照した校勘記が書き入れられたものである。段玉裁は底本の字句と、そこに書き入れられた校勘記の字句とを照合し、底本の字句が適當であればそのまま引用し、校勘記の字句が適當であればそれに改めて引用した。またいずれも適當でないとは判断すれば、新たな字句に書き變えて引用している。現在の我々の目からみると、段玉裁校本に書き入れられた校勘記の字句は、重刻明道二年本の字句とほぼ等しい。しかし段玉裁校本には明道本との異同がすべて書き入れられているのではなく、漏れているものもかなりある。書き入れのない異同については、段玉裁は「段注」を書くに當って参照していない可能性がある。段玉裁の『國語』の引用の詳細を知るには、段玉裁校本の書き入れと照合する必要がある。

段玉裁校本の原本の存否は、現時点では不明である。しかし臨本が二種類現存している。いずれも信頼性の高いものであるが、今回はそのひとつである顧千里の『國語』校本（以下、顧千里校本と稱す）を利用する。顧千里校本には段玉裁校本の書き入れが忠實に寫し取られている。本稿ではその寫しを段玉裁校本の書き入れの代替として用いる。段玉裁校本の底本の字句については、四部叢刊所收の金季本を代

替として用いる。

現在、我々が『國語』の校勘作業を行おうとすれば、明道本（重刻明道二年本）を底本とし、公序本（重刻公序本）を校勘資料に用いるのが一般的である。しかし段玉裁の時代はその逆で、公序本（重刻公序本）を底本として、明道本（抄本、或いは先人の校勘記）を校勘資料に用いていた。本稿では段玉裁の校勘作業を、その時代の視点でみていく。段玉裁の校勘作業における底本は重刻公序本のひとつである金季本（以下「底本」と稱し、四部叢刊本を代用する）である。校勘資料はそこに書き入れられた明道本との校勘記（以下「書き入れ」と稱し、顧千里校本の書き入れを代用する）である。

段玉裁が『説文解字注』に『國語』を引用する際に施した校勘作業には、『説文解字注』の引用全般に通じるものと、『國語』に固有のものがある。前者はおもに字體に關する校勘作業、後者は語音・語義を考慮に入れた語そのものの校勘作業になっている。

三・二 字體に關する校勘作業

字體に關する校勘作業の中で、段玉裁の意圖が明確に現れているのは俗字の改正である。以下に例を挙げる。

(5) 如…、『國語』「胙以天下」「胙四岳國」、是也。(…、『國語』に「胙(むく)ゆるに天下を以てす」「四岳に國を胙ゆ」の如きは是れなり)(四下30b「胙」／三6a／三7b、8a)「胙」：底本は「胙」に作る。版面に「胙」と書き入れてある)

(6) 韋昭『齊語』注曰：「背曰負、肩曰儻。任、抱也。何、掲也」(韋昭『齊語』注に曰く、「背には負ふと曰ひ、肩には儻くと曰ふ。任は抱なり。何は掲なり」と)(八上13b「儻」／六3b／六4a)

〔何〕：底本は「何」に作る。版面に「荷」と書き入れてある。

(5) では引用文の後に、「自後人肥造祚字、以改經傳、由是祚、祚錯出矣」(後人祚字を肥造し、以て經傳を改めしより、是れに由り祚、祚錯出す)とある。段玉裁は「祚」を俗字として退け、「胙」を正字として採用した。(6) は、「何」(八上13 a)の段注に、「何俗作荷、猶佗之俗作駝、儻之俗作擔也」(何、俗に荷に作るは、猶ほ佗の俗に駝に作り、儻の俗に擔に作るがごとし)とある。段玉裁は「荷」を俗字として退け、「何」を正字として採用した。

次の(7)(8)では、底本とも書き入れとも異なる字體がとられている。

(7)『周語』曰：「陽塞而在陰、川原必塞。原塞、國必亡」。(『周語』に曰く、「陽塞がりて陰に在るときは、川原必ず塞く。原塞がれば、國必ず亡ぶ」と)(十一下4 a『𡗗』／一10 a／一11 b)〔原〕：底本は「源」に作る。書き入れはない。

(8)章注『國語』曰：「帶甲者紿鎧也」。「紿」、今本譌衿。(韋、『國語』に注して曰く、「帶甲は鎧を衿(むす)ぶなり」と)。「衿」、今本は衿に譌る)(十三上23 a『衿』／十九7 a／十九9 a)〔衿〕：底本は「衿」に作る。版面に「衿」と書き入れてある。ただしこの書き入れは戴震校本からの寫しではなく段玉裁自身の校勘によるものである。⁽²⁾

(7)は、「原」(十一下5 b)の段注に「後人以原代高平曰遠之遠、而別製源字、爲本原之原。積非成是久矣」(後人、原を以て高平曰遠の遠に代へ、而して別に源字を製り、本原の原とす。非を積み是を成すこと久し)とある。段玉裁は「源」を俗字として退け、「原」を正字として採用している。(8)の「衿」は『說文解字』には収録されて

いない。いずれも意圖的に俗字を正字に改めて引用したものである。次の(9)(10)は、古今字の異同に關する例である。『說文解字注』の引用文の字體は、いずれも今字となっている。

(9)『越語』曰：「句踐之地、東至於鄞」。韋曰：「今鄞縣是也」。(『越語』に曰く、「句踐の地、東のかた鄞に至る」と。韋曰く、「今の鄞縣是れなり」と)(六下45 b『鄞』／二十2 b／二十3 a)〔於〕：底本は「于」に作る。書き入れはない。

(10)『魯語』「公父文伯母戒文伯之妾曰：無洵涕。無指膺」。韋注「指叩也。膺、胷也」。(『魯語』に「公父文伯の母、文伯の妾を戒めて曰く、洵涕することなかれ。膺を指くことなかれ」。韋注に「指は叩なり。膺は胷なり」)(十二上24 b『指』／五10 b／五13 a)〔胷〕：底本は「胷」に作る。書き入れはない。

(9)は、「于」(五上32 a)の段注に「蓋于於二字、在周時爲古今字」(蓋し于、於の二字は、周時に在りては古今字たり)とある。(10)は、「胷」(九上37 a)の段注に「今字胷行而洵廢矣」(今字の胷行はれて洵廢れり)とある。⁽³⁾

次の(11)(12)は、小篆と重文(＝重出の異體字)の異同に關する例である。用例が少ないこともあり傾向を導き出すことはできない。ここでは例だけを挙げる。

(11)『楚語』「謂之睿聖武公」。韋曰：「睿、明也」。(『楚語』に「之を睿聖武公と謂ふ」。韋曰く「睿は明なり」と)(四下7 b『睿』／十七9 b／十七12 a)〔睿〕：底本は「睿」に作る。版面に「睿」と書き入れてある。「睿」は小篆、「睿」は古文である。

(12)『楚語』「左史倚相曰、珠足以禦火災則寶之」。韋注：「珠水精、故以禦火災」。(『楚語』に「左史倚相曰く、珠は以て火災を禦ぐ

に足れば、則ち之を寶とす。韋注「珠は水の精、故に以て火災を禦ぐ」(一上35a「珠」／十八8b／十八11a)「災」：底本は「灾」に作る。顧千里校本は「災」に作る。書き入れはない。「灾」は「裁」の或體、「災」は籀文である)

字體に對する校勘作業は概ね俗字・古字を正字・今字に改める方向でなされている。ただし一語に複数の字體が用いられているものもある。例えば「侯」「侯」が諸侯・侯爵の意味で、「弟」「第」が次第の意味で併用されている。

段玉裁の正字意識の全體像、及びそれがどの程度『說文解字注』に反映されているかについては、『國語』以外の引用の分析を待つことになる。次節では語義・語音にもとづく字句の改正をとり上げる。

三・三 語義・語音にもとづく校勘作業

三・三・一 古文獻の利用

『國語』の引用テキストである段玉裁校本には、戴震校本から寫し取った校勘記のほかに、段玉裁自身の校語が四十數箇條書き入れられている。その大半は古文獻に引かれている『國語』の字句を参照資料とした校勘記である。『說文解字注』の『國語』引用には、この校語にもとづいて字句を改正しているものが多い。その例を(13)(14)(15)(16)に挙げる。

(13)『周語』「戎翟見沒輕儷」。注云：「儷、進退上下無列也」。(『周語』に「戎翟は見沒輕儷たり」。注に云ふ、「儷は進退上下列無きなり」と)(八上31a「儷」／二7a／二9a)「見」：底本は「冒」に作る。版面に書き入れはない。欄外に「冒、衆經音義引作見。音墨」と書き入れてある]

(14)『魯語』「行玉卅斃」。字皆如此作。(『魯語』に「玉卅斃を行ふ。字はみな此の如く作る」)(一上38b「珽」／四5a／四6b)「卅」：底本は「二十」に作る。版面に書き入れはない。欄外に「東雜堂昌黎集注云、說文、廿、音入、二十并也。國語、行玉卅斃。正作此字」と書き入れてある]

(15)韋昭注『國語』曰：「薄、簾也」。「薄」、今字作「箔」。(韋昭『國語』に注して曰く、「薄は簾なり」と。「薄」、今字は「箔」に作る)(五上6b「簾」／十4a／十5a)「簾」：底本は「迫」に作る。欄外に「左傳釋文曰、國語云、薄簾也。與此注不合、或他家之法、或韋注、經淺人改之」と書き入れてある]

(16)『吳語』十九「丁寧、令丁。謂鉦也」。今『國語』皆奪「令丁」字。而存於『舊音』『補音』。(『吳語』十九に「丁寧、令丁。鉦を謂ふなり」。今『國語』みな「令丁」字を奪す。而れども『舊音』『補音』に存す)(十四上14b「鉦」／十九7b／十九9a)「令丁」：底本は「丁寧謂鉦也」に作る。欄外に「据補音、當作丁寧令丁、謂鉦也」と書き入れてある]

(13)は『衆經音義』、(14)は『東雜堂昌黎集注』、(15)は『經典釋文』、(16)は『舊音』及び『國語補音』にもとづいて字句を改めて

これらは段玉裁校本の校語を媒介とした校勘作業であるが、『國語補音』(及び『舊音』)については、直接参照したと思われる例もある。(17)『晉語』「如川然。有原、以御浦而後大」。(『晉語』に「川の如く然り。原有りて以て浦を御(むか)へて而して後大いなり」)(八上42a「印」／十19b／十25b)「御」：底本は「印」に作る。書き入れはない]

段注に大典の記載はないが、『國語補音』(二24 a)に「印浦」牛嫁反。孔本作仰、牛亮反。言川仰浦而大、人仰教而成。「印浦」牛嫁反。孔本は仰に作る、牛亮反。言ふところは、川は浦を仰ぎて而して大いなり、人は教えを仰ぎて而して成る」とある。段玉裁は『舊音』の「牛嫁反」を根據として「御」に改めている。

校勘作業には『説文解字』の本文も利用されている。次の(18)(19)は、『説文解字』にみられる許慎の『國語』の引用にもとづいて字句を改めたものである。(18)では韋昭注の「訊」を、(19)では同じく「隧」を、『説文解字』の本文に従ってそれぞれ「諄」「遂」に改めている。引用の「」内は『説文解字』の本文である。

(18)「國語曰、諄申膏」韋曰：「諄、告讓也」(韋曰く、「諄は告讓なり」と)。(三上29 a「諄」/十九4 b/十九5 b)「諄」：底本は「訊」に作る。欄外に「説文諄下引、諄申膏」と書き入れてある)

(19)「國語曰、回祿信於聆遂」韋注「聆遂、地名」(韋注に「聆遂は地名なり」と)。(十二上19 a「聆」/一11 b/一13 a)「遂」：底本は「隧」に作る。書き入れはない)

以上を要するに、『説文解字注』の『國語』の引用には、古文獻に引かれている『國語』にもとづいた字句の改正がみられるが、その根據となつてゐるのはおもに、①段玉裁校本の校語、②『國語補音』(『舊音』も含む)の記述、③『説文解字』における許慎の『國語』の引用である。①の中には、『國語補音』の記載を踏まえている例もある。著者宋庠の所説ではなく、そこに引かれている『國語』の字句を利用している例が多い。段玉裁は『國語補音』を、宋刻本『國語』の姿を残すテキストとして重用していたのであろう。

三・三・二 假借字

(20)(21)(22)(23)は『國語』の假借字を本來の文字に戻して引用している例である。

(20)『外傳・晉語』亦云：「亂在內爲充、在外爲姦」。(『外傳・晉語』に亦た云ふ、「亂、内に在るを充とし、外に在るを姦とす」と)(七下14 a「充」/十二7 a/十二8 b)「充」：「底本は「軌」に作る。版面に「充」と書き入れてある)

(21)『周語』「厚味實腊毒」。韋云：「腊、亟也。讀若曾昔酒焉。味厚者其毒亟也」。(『周語』に「厚味は實に腊(はなは)だ毒なり」。韋云ふ、「腊は亟なり。讀みて曾昔の酒の若くす。味厚き者は其の毒亟なり」と)(七上12 b「昔」/三2 a/三2 b)「實」：底本は「寔」に作る。書き入れはない)

(22)韋注『國語』云：「兄、益也」。(韋、『國語』に注して云ふ、「兄は益なり」と)(一下36 b「茲」/七9 b/七12 a)「兄」：底本は「況」に作る。書き入れはない)

(20)は底本の「軌」を書き入れの「充」に改めて引用している。(21)(22)は底本に書き入れはない。段玉裁が語音・語義による考證を加えて本字に改めている。(21)では底本の「寔」を「實」に改めている。「寔」(七下8 b)の段注に「實、寔音義皆殊。由趙魏之間、寔、寔同聲、故相段借耳」(實、寔は音義皆殊なる。趙魏の間は實、寔は同聲なるに由りて、故に相段借するのみ)とある。(22)では底本の「況」を「兄」に改めている。「兄」(八下9 a)の段注に「用況者、於古爲假借」(況を用ゐる者は、古へに於いて假借爲り)とある。いずれも根據をもつた改正である。

次の(23)(24)は、書き入れの文字をとらず、底本の文字をその

まま引用している例である。

(23)『楚語』「民之精爽不懼貳者、而又能齊肅衷正……」(『楚語』に「民の精爽にして懼貳あらざる者にして、又た能く齊肅衷正にして……」(五上26b「覲」／十八1a／十八1a)「懼」：底本は「懼」に作る。版面に「懼」と書き入れてある)

(24)『楚語』「居寢有警御之箴。韋云：「警」近也。」「楚語」に「寢に居れば警御の箴有り」。韋云ふ、「警は近なり」と(七上13a「警」／十七9b／十七11b)「警」：底本は「警」に作る。版面に「警」と書き入れてある)

「懼」(十下41a)の段注に「古多段借懼爲之」(古へ多く懼を段借して之とす)とある。「替」(七上13a)の段注には「替與變音同義異。今則變行而替廢矣」(替は變と音同じくして義異なる。今は則ち變行はれて替廢れり)とある。これらも意圖的に假借字を避け、本字を選択している。

假借字については、概ね本來の文字に戻して引用しているが、例外も若干ある。

(25)『周語』「(前略)親戚燕饗、則有殺烝……」(『周語』に「親戚の燕饗には、則ち殺烝有り……」(十四下38a「醜」／二7a／二8b)「燕」：底本は「宴」に作る。書き入れはない／明道本も「宴」に作る)

(26)『周語』「戎翟見沒輕儂」。(『周語』に「戎翟は見沒輕儂たり」(八上31a「儂」／二7a／二9a)「翟」：底本は「翟」に作る。版面に「狄」と書き入れてある／明道本は「狄」に作る)

(25)は底本の「宴」を假借字の「燕」に、(26)は同じく「狄」を「翟」に改めて引用している。

三・三・三 理校法による校勘作業

陳垣(一八八〇—一九七一)は『元典章』に校勘作業を施す際に、對校法、他校法、本校法、理校法という四つの手法を用いた。この手法は、乾隆年間の校勘作業の分類・分析にも有効である。そもそも段玉裁校本は戴震校本による校勘作業が施されたテキスト、すなわち陳垣のいう對校法による校勘作業を経たテキストである。段玉裁はそのにさらに他校法、理校法による校勘作業を加えて、『說文解字注』に引用をしている。三・三・一で取り上げた古文獻にもとづく校勘作業は他校法に屬し、三・三・二で取り上げた假借字に關する校勘作業は理校法に屬する。理校法に屬する校勘作業は、假借字の他にもみられる。(27)(28)(29)は段玉裁が理校法によって、底本とも書き入れとも異なる文字に改めた例である。

(27)『周語』「穀雒鬪、將毀王宮」。(『周語』に「穀、雒鬪ひ、將に王宮を毀たんとす」(三下15b「鬪」／三4b／三6a)「雒」：底本は「洛」に作る。書き入れはない)

(28)『周語』「民歆而德之」。韋曰：「歆、猶欣。欣、喜服也」。(『周語』に「民歆びて之を德とす」。韋曰く、「歆は猶ほ欣のごとし。欣は喜び服するなり」と)(八下26a「歆」／三13a／三17a)「歆、猶欣。欣、喜服也」：底本は「歆、猶歆。歆、喜服也」に作る。底本の「歆、歆喜」を朱で消して、横に「嘉」と書き入れてある)

(29)『周語』「厚味實腊毒」。韋云：「腊、亟也。讀若箇昔酒焉。味厚者其毒亟也」。(『周語』に「厚味は實に腊(はなは)だ毒なり」。韋云ふ、「腊は亟なり。讀みて箇昔の酒の若くす。味厚き者は其の毒亟なり」と)(七上12b「昔」／三2a／三2b)「箇」：底本は「廟」に作る。版面の「廟」の位置に「廣」と書き入れてある)

(27)では「洛」を「雒」に改めている。『國語札記』に段玉裁の校語として「涓涓洛」古西周之洛水、東周之雒水、劃然二字、魏丕始詭其辭以亂之(古へは西周の洛水、東周の雒水、劃然として二字たり、魏丕始めて其辭を詭はりて以て之を亂す)とある。洛水と雒水とは本來別の河であつたという説は、段玉裁が生涯に互つて繰り返し論じているもので、『古文尙書撰異』には長文の記述があり、『説文解字注』の「洛」(一一上18a)でも取り上げている。(28)は、底本の「歆猶歆。歆、喜服也」を「歆猶欣。欣、喜服也」に改めている。張一銀本『國語』の該當箇所「歆猶欣。歆、喜服也」を参照した可能性がある。

次の(30)(31)(32)(33)は、底本の文字を退け、書き入れの文字をとつた例である。(32)(33)には「明道本…」という記載がみられる。これは乾隆五十九年に黃丕烈が影抄明道二年本を入手した後、確認・追記したものであろう。

(30)『周語』曰：「士獻詩、瞽獻曲」。韋云：「曲、樂曲也」。(『周語』に曰く、「士は詩を獻じ、瞽は曲を獻ず」と。韋云ふ、「曲は樂曲なり」と)(十二下52a「曲」／一5a／一4b)「曲」：底本は「典」に作る。版面に「曲」と書き入れてある)

(31)『國語』「土之怪羶羊」(『國語』に「土の怪は羶羊」)(四上34a「羶」／五7a／五9a)「羶」：底本は「墳」に作る。版面に「羶」と書き入れてある)

(32)『晉語』「美鬢長大則賢」。韋昭曰：「鬢、髮類也」。明道本如是。他本「類」作「類」、非。(『晉語』に「美鬢長大は則ち賢る」。韋昭曰く、「鬢は髮類なり」と。明道本是の如し。他本「類」、「類」に作るは非なり)(九上22a「鬢」／十五7b／十五9a)「類」：

底本は「類」に作る。版面に「類」と書き入れてある)

(33)『楚語』「弭其百苛、殄其讒慝」。韋注曰：「弭、止也。殄、覆也」。明道本不誤。謂解除之也。今本譌作「妍其讒慝」。文理不通。(『楚語』に「其の百苛を弭め、其の讒慝を殄す」。韋、注して曰く、「弭は止なり。殄は覆なり」と。明道本は誤らず。之を解除するを謂ふなり。今本譌りて「其の讒慝を妍す」に作る。文理通ずべからず)(十二下22a「妍」／十八4a／十八5a)「殄」：底本は「妍」に作る。版面に「殄」と書き入れてある)

次の(34)(35)(36)は、書き入れがありながらそちらはとらず、底本の字句をとっている例である。

(34)『吳語』「官帥擁鐸」。注云：「擁、抱也」。(『吳語』に「官帥鐸を擁く」。注に云ふ、「擁は抱なり」と)(十二上41a「擁」／十九7a／十九8b)「帥」：底本は「帥」に作る。版面に「帥」と書き入れてある)

(35)『吳語』注曰：「槃、承盥器也」。(『吳語』注に曰く、「槃は盥を承くる器なり」と)(六上45b「槃」／十九2a／十九2b)「承」：底本は「承」に作る。版面に「盛」と書き入れてある)

(36)『晉語』「伯宗妻曰：愁庇州犁焉」。韋注曰：「愁、願也」。(『晉語』に「伯宗の妻曰く、愁くは州犁を庇はん」と。韋注曰く、「愁は願なり」と)(十下28b「愁」／十一6a／十一7b)「愁」：底本は「愁」に作る。版面に「整」と書き入れてある)

以上のうち(30)(31)(33)(34)(36)については、『國語札記』に關連する記述がある。

三・四 虚辭

以上で述べてきた異同は、段玉裁によって意圖的な改正が加えられたと考えられるものであるが、『國語』の引用文の中には、意圖的な改正の結果とは思われない異同もみられる。例えば文末の「也」はしばしば追加・省略されている。他にも助詞や副詞などの虚辭及び代詞は、適宜追加や省略がなされている。

(37)『楚語』「譬如牛馬、處暑之既至、虫蟻之既多、而不能掉其尾」。
〔楚語〕に、「譬ふれば、牛馬、處暑の既に至り、虫蟻の既に多くして、その尾を掉ふこと能はざるが如し」(十三下3a)〔蟻〕／十
七8b／十七10b)〔譬如〕：底本は「譬之如」に作る。書き入れ
はない)

(38)『齊語』曰：「正封疆、地東至于紀鄒」。(『齊語』に曰く、「封疆を
正し、地は東のかた紀鄒に至る」と)(六下52b)〔鄒〕／六9b／
六11b)〔正封疆〕：底本は「正封疆」に作る。「正」の横に「其」
と書き入れてある)

このような異同には、底本(重刻公序本)の字句をそのままとつた
ものが多い。明道本を主流とする我々の目からすると改變が加えられ
ているように感じられるが、段玉裁の立場からいえば、特に校勘作業
を施す必要のないものとして、底本に手を加えずに引用しているので
ある。

三・五 その他

『說文解字注』における『國語』の引用文の中には、底本とも書き
入れとも異なる字句を含むものが六十七箇條みられる。そのうちの五
十六箇條については、三・二から三・四で挙げた理由で説明がつく。

しかし残りの十一箇條の異同は、その根據を明示することができな
い。重刻明道二年本とも異同はなく、皇清經解本、保息局本でも校字
がなされていない。段玉裁本人或いは刻工の誤りも疑われるが、現段
階では未詳である。(39)(40)に例を挙げる。

(39)『晉語』ト籀曰：「狹以銜骨」(『晉語』にト籀曰く、「狹して以て
骨を銜む」と)(四下17b)〔腭〕／七1b／七1b)〔狹〕：底本
は「狹」に作る。書き入れはない)
(40)『國語』「稷禾、秉芻、缶禾」。(『國語』に「稷禾、秉芻、缶禾」
(七上54a)〔秬〕／五13a／五16b)〔禾〕：底本は「米」に作る。
書き入れはない)

おわりに

段玉裁が『說文解字注』に『國語』を引用する際に依據したテキス
トは、段玉裁自身が校勘作業を施した『國語』校本、すなわち本稿で
いう段玉裁校本である。段玉裁校本の底本は重刻公序本(金季本)で
あり、戴震の『國語』校本から寫し取った校勘記と、段玉裁自身の手
による校語が書き入れられている。校勘記は明道本の抄本との異同の
記録であり、校語は大半が古文獻の中の關連資料を利用した考證の記
録である。段玉裁は『說文解字注』に『國語』を引用するに當たつ
て、段玉裁校本に書き入れられた校勘記及び校語を踏まえて、『國語』
の字句に校勘作業を施している。さらに執筆の後期には、重刻明道二
年本を參照し、補足や改正を加えている。本稿では、『國語』の引用
の異同を分析するに當たり、段玉裁が依據したテキストに立ち戻ると
いう方法をとった。本稿が段玉裁校本の代替として用いたテキスト
は、段玉裁と知り合つて間もない顧千里が、その書き入れを抄寫した

ものである。本稿の考察は、そのテキスト（顧千里校本）の原本調査にもとづいている。結果は以下の通りである。

『説文解字注』における『國語』の引用文の字體には、段玉裁の正字意識にもとづく校勘作業が施されている。底本と書き入れの文字が異なる場合は、段注の記述にそつた正字・今字が採用されている。書き入れがなくとも、底本の俗字を正字に改めている例もみられる。

假借字も、段注の考證にそつて本字に改められている。底本と書き入れの文字が異なる場合は、ほぼ例外なく本字の方が採用されている。書き入れがなくとも、底本の假借字を本字に改めている例もみられる。

古文獻を用いた校勘作業には、①段玉裁校本の校語、②『國語補音』（『舊音』も含む）の記述、③『説文解字』における許慎の『國語』の引用の三點がおもに利用されている。②では、『舊音』の音注、『國語補音』の見出字の字句が考證の根據とされている。

『説文解字注』における『國語』の引用文の改正は、内容的に『國語札記』と重なり合う部分が少なくない。段玉裁は『國語札記』の編集に關與しており、「段云」として収録されている校語の中には、段玉裁が主要な編者である顧千里に直接授けたと考えられるものもある。段玉裁が『説文解字注』の『國語』の引用文の改正に、『國語札記』の記載を利用したということも十分に考えられる。

段玉裁による『國語』の校勘作業の結果がまとまってみられるのは、①段玉裁校本の校語、②『説文解字注』の『國語』の引用、③『國語札記』の段玉裁校語である。段玉裁の『國語』の校勘作業の全體像は、この三種の資料をつき合わせ、整理していくことによつて明らかになる。

本稿の目的は、段玉裁が『説文解字注』に『國語』を引用する際に、どのような原則にもとづいて原典の字句に改變を加えたのかを、歸納的に明らかにすることにあつた。その目的は一應達せられたと考へる。

今後の課題としては、右に擧げた三種の資料をもとに、段玉裁の『國語』の校勘作業を、より総合的な形で提示することにある。

注

(1) 余行達（一九九八）によると合計三百四十五種（一三七頁）。注釋類は別著として數えている。

(2) 正確には「批校本」という。陳先行・石非（二〇〇九）八三頁—九九頁參照。

(3) 『國語』のテキストには、明道本と公序本の二系統がある。詳しくは大野峻（一九七四）、小方伴子（二〇〇七）、同（二〇〇八b）を參照されたい。

(4) 段玉裁の校書觀については濱口富士雄（一九八四）、經書觀については木下鐵矢（一九七九）參照。

(5) 『國語札記』の「段云」については小方伴子（二〇〇九）に詳しい。

(6) 調査の對象としたのは第一篇から第十四篇である。(i) のような概略的な引用、(ii) のような『説文解字』本文の典據を示しているだけの記載は除く。

(i) 鄭司農、韋昭皆云：「有目無眸子謂之眩。」（四上12b「盲」）
(ii) 「春秋國語」曰：「櫛參幾何」。見楚語。（二上8a「櫛」）

(7) 明道は刊刻の年號。天聖明道本、明道二年本ともいう。現存する版本

は、嘉慶五年に黃丕烈が刊行した重刻明道二年本を祖とする。本稿では明道本（嘉慶五年刊行重刻明道二年本）のテキストとして東京大學総合図書館所蔵本（G三〇—三九二）を用いる。今日利用し易い影印本としては百部叢書所収本、『國語韋昭註』（藝文印書館）がある。ただしこれらは土禮居叢書重印の影印である。（『國語札記』「解太湖：段云王伯厚曰當作大末」の「大末」が、土禮居叢書初印は「大末」、重印は「大木」となっている。段玉裁校本の書き入れは「大末」である）。

(8) 公序は校定者宋庠（九九六一—一〇六六）の字。『補音』三卷を附しているので補音本ともいう。テキストとしては四部叢刊所収金李本（重刻公序本）を用いる。

(9) 残りの十八箇條（全體の六%、本文の「⑤その他」に該當）は、(i) 公序本と一致し、明道本と一致しない字句と、(ii) 明道本と一致し、公序本と一致しない字句とが混在する引用である。

(10) 『説文解字注』のテキストには、經韻樓本（藝文印書館影印本）を用いる。例文の後の括弧内は『説文解字注』の篇・丁・見出字、明道本の卷・丁、公序本の卷・丁である。『周語』『晉語』などは『國語』の篇名であるが、便宜上書名括弧で圍む。『國語』及び韋昭注内部の書名については括弧を省略する。龜甲括弧内は異同に關する備考である。

(11) 清朝人の著作における引用テキストの重要性については、佐藤進・小方伴子（一九九八）、小方伴子（二〇〇〇）を参照されたい。

(12) 詳しくは小方伴子（二〇一一）を参照されたい。

(13) 『説文解字讀』については阿辻哲次（一九八二）、同（一九八五）の説に従う。本稿でいう『説文解字讀』は現存するものに限らず、『説文解字注』の長編全般（札記の集成）をいう。なお『段氏説文補正』には『國語』の引用はみられない。『段氏説文補正』については高橋由利子

（一九九六）参照。

(14) 段玉裁校本の跋文（顧之遠校本に臨寫されている）に、「乾隆己丑五月五日、跋于櫻桃斜街寓齋」とある。

(15) 『説文解字注』（十五下7a）に「始爲『説文解字讀』五百四十卷、既乃樂樁之、成此注、發軔於乾隆丙申、落成於嘉慶丁卯」（始め『説文解字讀』五百四十卷を爲（つく）り、既に乃ち之を樂樁して此の注を成す。乾隆丙申に發軔し、嘉慶丁卯に落成す）とある。

(16) 「與劉端臨第九書」（『經韻樓文集補編』下6a）に「弟近日於說文知屬辭簡練之難。考核於素者則固不誤者多也。（中略）大約示部既成、義例便可定」（弟近日説文に於いて屬辭簡練の難を知る。素なるものに考核すれば則ち固より誤らざるもの多し。（中略）大約示部既に成り、義例便ち定む可し）とある。この書簡は乾隆五十九年のものである。（『經韻樓文集補編』案文及び劉盼遂編『段玉裁先生年譜』参照）

(17) 「士禮居藏書題跋記」（二三三頁）。詳しくは小方伴子（二〇〇八）を参照されたい。

(18) 「校刊明道本草氏解國語札記」の序文の末尾に、「嘉慶四年十月二十七日吳縣黃丕烈書」とある。

(19) 重刻明道二年本の卷末に「嘉慶庚申吳門黃氏讀未見書齋開影同邑李福書」とある。

(20) 注（15）を参照されたい。

(21) 『説文解字注』（十五下14a）に「嘉慶二十年歲次乙亥五月刊成」とある。

(22) 例えば段玉裁の師である戴震は、『方言疏證』に『楚辭』を引用するに當たつて、自身が校勘を施した『屈原賦注』を参照している。佐藤進（一九九八）参照。

(23) 『黃丕烈年譜』『經韻樓集』『顧千里研究』『非石日記鈔』などを参照。

- (24) 「與劉端臨第二十四書」(『經韻樓文集補編』(下14a)に「弟自四月以後、乃覺心疾、霍然成書七十餘葉。才到第八篇人部、匕部竣事耳」(弟、四月以後、乃ち心疾を覺え、霍然として七十餘葉を成書す。才かに第八篇人部、匕部に到りて竣事するのみ)とある。この書簡は嘉慶五年のものである。(『經韻樓文集補編』案文及び劉盼遂編「段玉裁先生年譜」參照)
- (25) 「段注」は、『說文解字注』における段玉裁の注釋部分をいう。
- (26) 段玉裁校本の臨本については小方伴子(二〇一〇)に詳しい。顧千里の『國語』校本(顧千里校本)は、臺灣故宮博物院圖書文獻館に所藏されている。段玉裁校本のもうひとつの臨本は顧之遠の抄寫とされるもので、中國國家圖書館に所藏されている。抄寫者については確證がなく疑問も残るが、本稿では便宜上、目錄の記載に沿って「顧之遠校本」と稱す。顧千里校本の書き入れが顧之遠校本と異なる場合はその旨を記す。本稿で用いる書き入れの字句は、すべて筆者が原本から寫し取ったものである。
- (27) 顧千里校本の跋文、顧之遠校本との比較、當時の臨本の性格からそう判斷する。當時の臨本は現在の複寫本に相當する。
- (28) 例文の後の括弧内については注10を參照されたい。龜甲括弧内は、該當文字に関する段玉裁校本の書き入れの情報及び備考である。
- (29) ここでいう「版面」は、段玉裁校本の臨本である顧千里校本の版面である。本稿では顧千里校本に寫しとられた校勘記を、「段玉裁校本の書き入れ」の代替として用いる。
- (30) 顧千里校本には、①段玉裁が戴震校本から寫しとった校勘記と、②段玉裁自身の校勘記とが、分けて書き入れられている。詳しくは小方伴子(二〇一〇)を參照されたい。なお重刻明道二年本の該當箇所は「旌」である。
- (31) ここでいう「古今字」は段注の述べるところによる。「于」「於」に関する近年の議論については、魏培泉(一九八二)などを參照。
- (32) 古今字の関係にあるのは「𠂔」と「𠂔」である。「𠂔」の或體である「𠂔」と「𠂔」とを段玉裁の古今字に含めるのは間接的な解釋であり、例として挙げるのは或いは適切でないかも知れない。
- (33) 段玉裁校本の校語については小方伴子(二〇一〇)に詳しい。
- (34) 『衆經音義』の段玉裁依據本は未詳。
- (35) 『東雅堂昌黎集註』(十四31b)の記述は、『國語補音』の「按：諸本二十字無作廿者、舊音獨出廿字」(按ずるに、諸本、二十字、廿に作る者なし。舊音獨り廿字に出だす)を參照したと思われる。
- (36) 『經典釋文』「春秋左傳音義」(僖公二十三年)に「國語云：薄迫也」(國語に云ふ、薄は迫なり、と)とある。また顧千里校本には段玉裁校語の後に顧千里の案文として、「宋庠云：恐是賈唐所注則是非章注也」(宋庠云ふ、恐らくは是れ賈唐の注するところなれば、則ち是れ章注に非ざるなり)と書き入れてある。『國語補音』(二19a)、『國語札記』(11b)にも關連する記載がある。
- (37) 『國語補音』(二21b)に「音零。補音力丁反」とある。「音零」は『舊音』の記載である。引用文の後に、「今國語皆奪令丁字。而存於舊音、補音」(今國語皆令丁字を奪す。而れども舊音、補音に存す)とある。『舊音』「補音」は宋庠の『國語補音』とそこに引かれている『舊音』のことである。段玉裁は『國語補音』の記載にもとづいて「令丁」を補っている。
- (38) ただし次の例では、段注の議論のために古文獻の字句をそのまま引用している。

『釋蟲』曰：「蠓、蝮、蠓。俗字从虫也。『國語』曰：「蟲舍蠓蠓」韋注：「蠓、蝮、蠓。可以食」。〔釋蟲〕に曰く「蠓は蝮蠓なり」と。俗字は虫に从ふ。『國語』に曰く「蟲は蠓蠓を舍つ」と。韋注に「蠓は蝮蠓なり。以て食ふべし」(十三上46a「蠓」/四11b/四13b)「蠓蝮蠓」：底本は「蠓復陶」に作る。書き入れはない

(39) 『國語補音』は、宋の宋庠が唐代の『舊音』(逸名)をもとに、音注・義注を補ったものである。

(40) 『國語札記』(13a)に、「[印浦]段云印當爲御字之誤。韋解亦當爲御迎也。舊音、牛嫁反、可證。孔晁本作印、乃牛亮反。各隨字出音也。今韋本作印、由淺人以孔本改革本」(段云ふ、印は當に御字の誤りとすべし。韋解亦た當に御は迎なりとすべし。舊音は牛嫁反。證す可し。孔晁本は印に作る。乃ち牛亮反。各々字に隨ひ音を出だすなり。今、韋本印に作るは、淺人孔本を以て韋本を改めしに由る)とある

(41) 韋昭注の引用の後に、「今國語、毛詩、爾雅及他書、評皆譌訛。皆由轉寫形近而誤」(今國語、毛詩、爾雅及び他書、評は皆訛に譌る。皆轉寫形近きに由りて誤る)と續く。

(42) 宋庠が校刊した公序本『國語』は、重刻が繰り返される度に字句に校勘が施され、本来の姿とは異なるものになっていった。一方、宋代の著作である『國語補音』には、改訂が加えられることはあまりなく、刊行時の字句がそのまま保たれている。黃丕烈・顧千里編『國語札記』においても、『國語補音』の見出字の字句が重用されている。

(43) 「宴」(七下9a)の段注に、「宴 引伸爲宴饗。經典多段燕爲之」(宴) 引伸して宴饗とす。經典多く燕を段りて之とす」とある。

(44) 陳垣『校勘學釋例』参照。

(45) 分析例は小方伴子二〇一〇を参照されたい。

段玉裁『說文解字注』引『國語』考

(46) この部分は顧千里校本の底本と段玉裁校本の底本の字句が異なるので、顧之達校本(底本は段玉裁校本と同じ金季本)の書き入れをとった。

(47) 明道本も「廣」に作る。『國語札記』に「夏文燾曰：案廣當作箇。(中略)別本作廟。廟本箇字。箇與廣箇字形相似。故輾轉致訛也」(夏文燾曰く、案ずるに廣は當に箇に作るべし。(中略)別本廟に作る。廟、もと箇字。箇は廣、箇と字形相ひ似たり。故に輾轉して訛りを致せり)とある。夏文燾については、『歷代藏書家辭典』に「夏文燾、清吳縣人。字季慈。父號容庵、有宋刊本『崇古文訣』、囑黃丕烈裝潢」とある。『士禮居藏書題跋記』の「古文訣二十卷(宋刻本)」丁卯、余友夏方米之尊人容庵丈出其舊藏宋本『崇古文訣』、囑爲裝潢：」によつたものと思われるが、それ以上は未詳である。

(48) 張一鯤本は重刻公序本の一種であるが、『國語補音』を『國語』本編に割注として組み込むという特殊な構成になっている。他の重刻公序本とは字句の異同も少ない。清朝では比較的手が容易だったようである(小方伴子二〇〇八a)。顧千里校本の底本である新建李刻家本も、張一鯤本の一種である。

(49) (30)には盧文弨、(33) (34)には黃丕烈、(36)には段玉裁の説が記してある。『國語札記』は黃丕烈の案文も含めて、顧千里の作である可能性が高い。

(50) 『說文解字段注考正』(二〇三頁)に「晉語一、狹各本竝作挾」、「訓讀說文解字注・石冊」(九六八頁)に「國語、晉語一。狹を挾に作る」とある。

(51) 『說文解字段注考正』(三八五頁)、『訓讀說文解字注・竹冊』(二一七

頁)には「缶禾」に関する記載はない。「稷」(七上53a)に同じ箇所
引用があり、「米」に作っている。

(52) 『國語札記』における段玉裁の關與については、小方伴子(二〇一〇)
を参照されたい。吉田純(二〇〇六)は、段玉裁の書簡をもとに、「段
玉裁は顧千里を」「説文解字注」の共同執筆者として招聘することを考
慮した」(二四六頁)と述べる。

〈参照文献〉

阿辻哲次(一九八一)「北京圖書館藏段玉裁『説文解字讀』初探」『日本中
國學會報』三三號。二〇一頁―二六二頁。

阿辻哲次(一九八五)『漢字學』『説文解字』の世界。東京：東海大學出版
會。

大野峻(一九七四)「國語公序本の再評價」『東海大學紀要文學部』第二二
輯、一頁―八頁。

小方伴子(二〇〇〇)「戴震『方言疏證』引『荀子』考」『人文學報』三三
一號、一二七頁―一四五頁。

小方伴子(二〇〇七)「『國語』版本考―公序本と明道本―」『佐藤進教授還
曆記念中國語學論集』。東京：好文出版、八六頁―九九頁。

小方伴子(二〇〇八a)「宋明道二年刊本『國語』の黃丕烈重刻について」
『人文學報』四〇三號、一頁―二八頁。

小方伴子(二〇〇八b)「『國語』のテキストについて(稿) 附：『國語』二
十一卷」宋刻宋元遞修本刻工一覽』『平成一八―一九年度科學研究費
補助金 研究成果報告書』三六頁―五〇頁。

小方伴子(二〇〇九)「『國語札記』における段玉裁校語について」『人文學
報』四一八號、一九頁―四八頁／(修正版)『平成二〇―二二年度科

學研究費補助金 研究成果報告書』一頁―四頁。

小方伴子(二〇一〇)「段玉裁『國語』校本とその臨本」『人文學報』四三
三號、一頁―二七頁。

小方伴子(二〇一〇)「段玉裁『説文解字注』における『國語』の引用テキ
スト」『人文學報』四四八號、一頁―二五頁

尾崎雄二郎編(一九八一―一九九三)『訓讀説文解字注(金冊・石冊・絲
冊・竹冊・匏冊)』。東京：東海大學出版會。

木下鐵矢(一九七九)「段玉裁の思想様式」『中國思想研究』第三號、六三頁
―一〇六頁。

佐藤進(一九九八)「揚雄『方言』研究導論」『現代中國語學への視座』。東
京：東方書店。二二一頁―二四四頁。

佐藤進・小方伴子(一九九八)「戴震『方言疏證』引『文選』考」『人文學
報』三二九號、四九頁―八四頁。

高橋由利子(一九九六)『説文解字の基礎的研究―段玉裁の説文學―』。神
戶：六甲出版。

濱口富士雄(一九八四)「段玉裁の校書觀」『大東文化大學創立六十周年記
念中國學論集』。七六一頁―七八六頁。

吉田純(二〇〇六)「清朝考證學の群像」。東京：創文社。

魏培泉(一九八二)「莊子語法研究」、國立臺灣大學碩士論文。

倪其心(一九八七)『校勘學大綱』。北京：北京大學出版社。
(邦譯／橋本秀美・鈴木かおり譯)『校勘學講義―中國古典文獻の讀み
方』。アルヒーフ、二〇〇三)

洪成玉(一九九五)『古今字』。北京：語文出版社。
洪誠(一九八四)『訓詁學』。江蘇：江蘇古籍出版社。
(邦譯／森賀一惠、橋本秀美譯)『訓詁學講義 中國古典の讀み方』。ア

ルヒーフ、二〇三三)

陳垣(一九九五)『校勘學釋例(元典章校補釋例)』。北京:中華書局/(再版)一九七一。臺北:臺灣學生書局。

陳鴻森(一九八九)『段玉裁年譜』訂補『歷史語言研究所集刊』第六〇本 第三分、六〇三頁—六五〇頁。

陳先行・石菲(二〇〇九)『明清稿鈔校本鑒定』。上海:上海古籍出版社。

余行達(一九九八)『說文段注研究』。四川:巴蜀書社。

李慶(一九八九)『顧千里研究』。上海:上海古籍出版社。

『經韻樓集』段玉裁撰、鐘敬華校點。上海:上海古籍出版社二〇〇八。

『思適齋書跋』(中國歷代書目題跋叢書)顧廣圻著、黃明標點。上海:上海古籍出版社二〇〇七。

『顧千里集』(中國歷史文集叢刊)顧廣圻著、王欣夫輯。北京:中華書局二〇〇七。

『說文解字讀』段玉裁著、朱小健、張和生點校。北京:北京師範大學出版社一九九五。

『說文解字注』段玉裁著。臺北:藝文印書館一九九四。

『歷代藏書家辭典』梁戰、郭群一編著。陝西:陝西人民出版社一九九一。

『士禮居藏書題跋記』黃丕烈著、潘祖萌輯、周少川點校。北京:書目文獻出版社一九八九。

『黃丕烈年譜』江標撰、王大陸補。北京:中華書局一九八八。

『段玉裁遺書』段玉裁撰。臺北:大化書局一九八六。

『東雅堂昌黎集註』(四庫唐人文集叢刊)韓愈撰、廖瑩中集註。上海:上海古籍出版社一九九三。

『國語章詔註』(再版)。臺北:藝文印書館一九六九。

『說文解字段注考正』馮桂芬撰、臺北:中文出版社一九七四。

段玉裁『說文解字注』引『國語』考

『非石日記鈔』(百部叢書集成、滂喜齋叢書)鈕樹玉撰。臺北:藝文印書館一九六七。

『說文解字注』(皇清經解)段玉裁著。臺北:復興書局一九六一。

『國語』(四部叢刊)。上海:商務印書館一九一九。

國語二十一卷 吳韋昭注 明嘉靖七年金李澤遠堂刻本 顧之遠校竝臨段玉裁校跋 八册(中國國家圖書館所藏)

國語二十一卷 吳韋昭注 明新建李克家校本 顧廣圻朱墨合校竝跋 二册(臺灣故宮博物院圖書文獻館所藏)

國語二十一卷附札記一卷 吳韋昭解 清黃丕烈撰札記 嘉慶五年吳門黃丕烈讀未見書齋用宋明道天聖本景刊 士禮居黃氏叢書之一 二册(東京大學總合圖書館所藏)

國語補音三卷附札記一卷 宋宋庠撰 清錢保塘撰札記 清光緒二年於成都尊經書院刊本 一册(東洋文庫所藏)

段氏說文補正·不分卷 清段玉裁撰(臺灣中央研究院傅斯年圖書館所藏 光碟版)

說文解字讀十五卷存七卷 清段玉裁撰 清抄本 龔麗正、王萱鈴跋 七册(中國國家圖書館所藏)

說文解字注十五卷·六書音均表五卷 附部目分韻一卷 清段玉裁撰 清陳奐撰部目分韻 同治六年蘇州保息局補刊本 一六册(奈良女子大學附屬圖書館所藏)

〔附記〕

本稿は平成二十二年度科學研究費補助金「『國語』の版本と校勘學の研究」(基盤研究(C)、課題番號二〇五二〇九三三)による研究成果の一部である。